

「郵政民営化に関する意見募集」 にかかる意見について

平成29年10月26日
一般社団法人生命保険協会

(1) 日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが重要

- ー 日本郵政グループの強みは、約 2 万 4 千局の郵便局ネットワーク・消費者との密接な接点等であり、かんぽ生命の商品は、簡易な手続きで一定範囲の保障を確保できる特徴を有している。
- ー 日本郵政グループの企業価値向上に向けては、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた商品やインフラ等を活用することが合理的であり、国民経済的な観点からも望ましい。
- ー 既に様々な取組み・検討が進められている民間生命保険会社との提携関係を進展させていくことが重要。

(2) かんぽ生命の業務範囲の拡大にあたっては、株式完全売却を通じた公正な競争条件の確保、業務内容に応じた適切な態勢整備が必要

- ー かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状では、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現しているとは言えず、業務範囲を拡大する環境は未だ整っていない。
- ー 業務範囲の拡大にあたっては、上記、公正な競争条件の確保に加え、拡大する業務の内容や規模に応じた適切な態勢整備が必要。

ゆうちょ銀行との提携状況

- 現状、ゆうちょ銀行と民間生保では、生命保険商品の受託販売で提携関係を構築している

取扱商品	引受保険会社
変額年金保険	三井住友海上プライマリー生命、住友生命、ソニーライフ・エイゴン

かんぽ生命との提携状況

a. 受託販売

- かんぽ生命において取扱いのない商品（補完商品）について、民間生保から商品提供を行っている

取扱商品	引受保険会社
がん保険	アフラック
法人向け保険 （定期保険等）	ＮＮ生命、三井住友海上あいおい生命、メットライフ生命、住友生命、日本生命 東京海上日動あんしん生命、明治安田生命、第一生命
総合福祉団体定期保険	メットライフ生命

b. 個別の業務提携

- 平成28年 3 月29日付にて、第一生命との間で「海外生命保険事業」、「資産運用事業」および「国内生命保険事業に関する共同研究」を内容とする業務提携を締結
- 本業務提携に基づき、資産運用分野では、共同投資や資産運用会社の共同活用を実施している

c. 民間生保からの再保険の引受け

- 平成28年 3 月11日付にて、かんぽ生命は「再保険の引受け」に関する認可を取得しており、民間生命保険会社からの再保険の引受けが実施されている

日本郵便との提携状況

a. 受託販売

➤ かんぽ生命において取扱いのない商品（補完商品）について、民間生保から商品提供を行っている

取扱商品	引受保険会社	取扱局数
がん保険	アフラック	20,063局
引受条件緩和型医療保険	住友生命	1,466局
法人向け保険 （定期保険等）	N N 生命、三井住友海上あいおい生命、メットライフ生命、住友生命、 日本生命、東京海上日動あんしん生命、明治安田生命	200局
変額年金保険	三井住友海上プライマリー生命、日本生命	1,079局

※ 平成29年4月時点

※なお、現状は「かんぽ生命の補完商品」に実質的に限定されているが、このような限定をなくすことで幅広い顧客ニーズに応えられるようになり、「利用者利便性の更なる向上」および「日本郵便における収益源の多様化・収益力の向上」の効果が期待できるのではないかと。

b. その他の提携等

- 高齢のお客さま向け現況確認サービス（アフラックとの協業）
- 郵便局ネットワークを活用した地域共通インフラ構築に向けた実証実験（日本生命の既契約者が対象）

日本郵政グループと民間生保との提携関係は着実に進展しており、これにより
「利用者利便の向上」 及び 「日本郵政グループの収益源の多様化」 に寄与

日本郵政グループの強み・特徴

- 全国約 2 万 4 千局の郵便局ネットワーク
- 地域住民の方々との密接な接点
- 郵便、貯金、保険等のワンストップ対応
- 小口でシンプルな生命保険商品を提供

民間生命保険会社の強み・特徴

- 全国約 2 2 万名の営業職員
- 全国約 9 万店の募集代理店
- 多様な商品・サービスの開発・提供ノウハウ
- 医師による高度な診査・査定態勢（引受・支払）



提携
関係の
更なる
推進

日本郵政グループおよび民間生命保険会社双方の企業価値向上の実現
（お互いの強みを活かしたWin-Winの関係）

より良い商品・サービスを全国のお客さまにご提供
地域創生・地域活性化にも貢献



国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与

○金融業においては信用力が競争上重要な役割を果たすところ、かんぽ生命は、長年、国営企業として培った信頼に加え、現在も実質的な政府出資が存在し、完全民営化に向けた道筋も示されていない状況であるため、**「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じ、「公正な競争条件」が確保されない懸念がある**

○かんぽ生命への実質的な政府出資の解消に向けた取組み（株式完全売却）を早期かつ着実に実行し、民間生命保険会社との公正な競争条件の実現を図ることが必要

かんぽ生命に対する消費者の認識

■ かんぽ生命のイメージ（複数回答） ※生命保険文化センター「平成28年度生活保障に関する調査」より

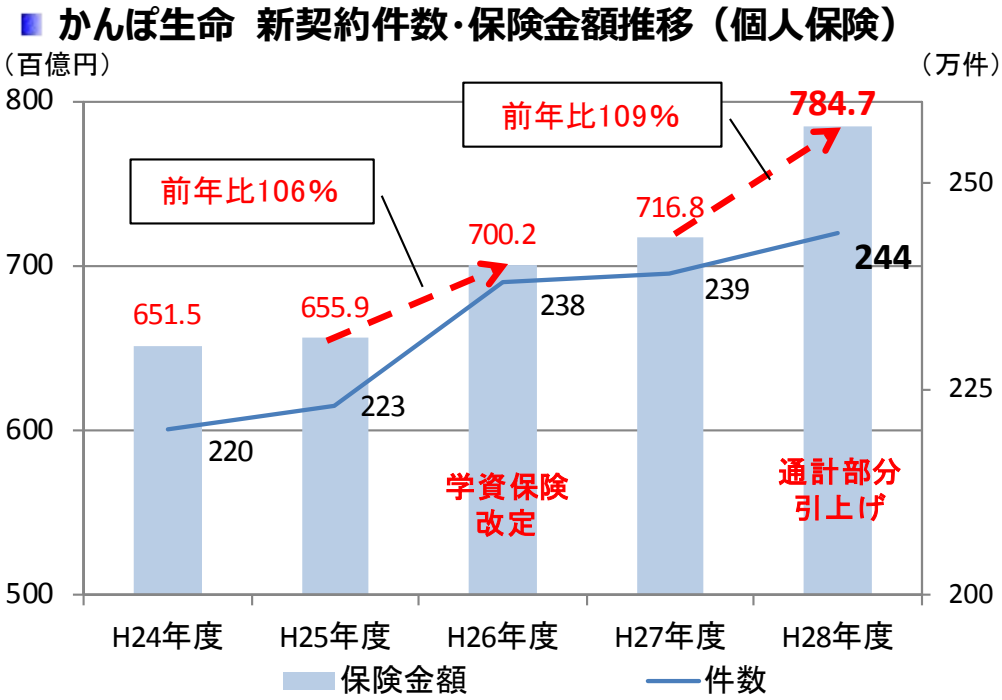
政府の間接的な株式保有が継続されるので、安心できそう	32.9%	わからない	23.5%	営業職員・窓口の対応がよさそう	12.2%
信頼できそう	31.8%	健全な経営をしそう	22.4%	商品やサービスが良さそう	11.0%
いざという時に政府の関与が期待できそう	30.7%	価格が手ごろそう	20.5%	運用成績が良さそう	6.0%
店舗が近くにあり、便利そう	24.4%	規模が大きそう	19.0%	その他	1.3%

- 平成28年4月より、通計部分（加入限度額の計算に算入しない加入後4年経過した既契約の保険金額）について、従前の300万円から1000万円への引上げ実施
- 平成28年度業績は、民間生命保険会社（かんぽ生命を除く40社）は、個人保険の件数・保険金額ともに前年実績を下回る中、**かんぽ生命はいずれも前年実績を上回り、特に保険金額については前年比109%と大幅に前年実績を上回っている（件数・保険金額とも民営化後最大）**
- これは、通計部分引上げによる影響があった可能性があるものと認識している
- 『公正な競争条件』が確保されない中でのかんぽ生命の限度額引上げ等の業務範囲の拡大は、**更なる競合激化・民業圧迫につながる懸念**がある

■ かんぽ生命・民間生保の平成28年度業績
新契約件数・保険金額推移（個人保険）

	契約件数		保険金額	
	件数(万件)		保険金額(億円)	
かんぽ生命	244.1		78,474	
	前年比(%)	101.8	前年比(%)	109.5
民間生保 (かんぽ生命除く)	1686.1		606,314	
	前年比(%)	96.4	前年比(%)	97.5

※生命保険協会公表データをもとに作成

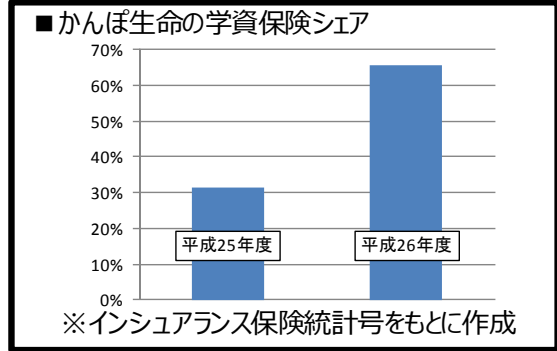


4. かんぽ生命と民間生保の競争関係③ ー業務範囲拡大ー

- 郵政民営化法では、かんぽ生命の株式について「その全部を処分することを目指し」、「できる限り早期に、処分するものとする」と規定
- かんぽ生命は平成27年11月に上場を果たしたものの、**売却された株式は11%、計画としても50%までの売却しか示されていない状況であり、株式完全売却は未だ不透明な状況と認識**
- 当会としては、公正な競争条件が確保されない中でのかんぽ生命の業務範囲拡大については、市場に大きな影響を及ぼす懸念が払拭できないことから、容認できない旨を繰り返し主張してきたが、**段階的にかんぽ生命の業務範囲は拡大しており、実際に市場にも影響を及ぼしているものとする**
(※業務範囲拡大の状況については次頁参照)
- また、いまだ完全売却の具体的な道筋が示されず、着実な実行が担保されていない状況では、民営化委員会の所見で示された**かんぽ生命のビジネスモデルは維持されるべきと考える**

◆「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」（平成27年12月）

（前略）同社は、小口でシンプルな生命保険を、郵便局ネットワークを通じ家庭市場を中心に提供することを基本とし、職域における高額保障ニーズに対しては、他社商品を補完的に活用することにより対応している。こうしたビジネスモデルは、上場後も基本的に変わらないとしていることから（後略）

時期	拡大された業務	当会の主張	実際の市場の状況
平成26年1月	学資保険の改定	市場への影響を懸念し反対	民間生命保険会社も新商品を投入する競争関係の中、かんぽ生命の販売シェアは大きく進展。<u>(H25年度:31.6%⇒H26年度:65.8%)</u>  ■ かんぽ生命の学資保険シェア ※インシュアランス保険統計号をもとに作成
平成26年6月	がん保険の受託販売	—	—
平成27年4月	短期払養老保険	—	—
平成27年9月	法人向け商品の受託販売	—	—
平成27年11月 株式上場			
平成28年3月	再保険および付帯サービス	—	—
平成28年4月	限度額（通計部分）の引上げ	市場への影響を懸念し反対	民間生命保険会社は個人保険の販売実績が前年比減少する中、<u>かんぽ生命はいずれも前年実績を上回っている。(特に保険金額については前年比109%と大幅に前年比増)</u>
平成29年6月	終身保険等の見直し	市場への影響を懸念し反対	(平成29年10月以降の販売状況について注視する必要)
平成29年6月	入院特約等の見直しおよび法人向け商品の受託販売	—	—

※これまで、生保協会としては認可申請の内容を精査し、市場への影響が懸念されるものについて反対意見を表明。

5. 業務内容に応じた適切な態勢整備

- 民間生命保険会社では、一定額以上の保険引受けに際しては「医師の診査」を実施
- 専門的な見地から医的選択を実施する等、適切な管理態勢を整備している
- このように、業務内容に応じた「適切な態勢整備」がなされていないければ、モラルリスク事案の混入等により「経営リスクの増大」に繋がる懸念がある。

【かんぽ生命のビジネスモデル】

- 「小口でシンプル」な生命保険
- 「告知書扱い」での危険選択

【民間生命保険会社では・・・】

《保険引受管理態勢の構築》

- 一定額以上の高額な保険引受に際しては、医師による診査を実施

《保険金等支払管理態勢の構築》

- 支払時にも、内容に応じて査定医による医的査定や社外機関による確認の実施等の慎重な支払プロセスを構築

- 生命保険はモラルリスクや逆選択のリスクを孕んでおり、業務内容に応じた「適切な態勢整備」が必要



『公正な競争条件』を確保するためにも、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却について、適切な売却期限を定めるなど、完全民営化への道筋を早期に示した上で実行いただきたい



『公正な競争条件』が確保されていない中でのかんぽ生命の業務範囲の拡大については許容できるものではなく、民間生命保険会社への影響も踏まえて、慎重に調査審議を行っていただきたい

■ 郵政民営化法

第2条	郵政民営化は、…、 <u>もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われる</u> ものとする。
第7条 第2項	日本郵政株式会社が保有する… <u>郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、…、できる限り早期に、処分するものとする。</u>
第138 条第4項	内閣総理大臣及び総務大臣は、…次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との <u>適正な競争関係</u> 及び <u>利用者への役務の適切な提供</u> を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。